

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第2回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	令和7年11月17日(月) 14時00分 ~ 15時50分
開催場所	所沢市こどもと福祉の未来館 多目的室1・2号
出席者の氏名	飯村 史恵(委員長)、近藤 宏一、行武 綾子、大舘 寿貴、吉里 聖子、 溝井 光正、小野寺 健、中川 博之、黛 浩一郎、坪井 弘直、高橋 清子 田中 保子
欠席者の氏名	笹原 文男(副委員長)、高野 香
説明者の職・氏名	地域福祉センター 主査 新井 一也 主査 伊藤 庸介
議 題	(1) 第4次所沢市地域福祉計画策定に係る市民意識調査速報値の報告 (2) 次期所沢市成年後見制度利用促進基本計画の構成について
会議資料	【配付資料】 ・ 会議次第 ・ 委員名簿、席次表 ・ 資料1 令和7年度第2回所沢市成年後見制度推進検討委員会 ・ 資料2-1 市民意識調査速報値概要 ・ 資料2-2 単純集計表(14歳から18歳) ・ 資料2-3 単純集計表(19歳以上) ・ 資料2-4 単純集計表(団体) ・ 資料2-5 地域ヒアリング結果概要
担当部課名	福祉部 地域福祉センター 電話04(2922)2115 福祉部長 越智 三奈子 地域福祉センター センター長 木下 浩一 地域福祉センター 主査 新井 一也 地域福祉センター 主査 伊藤 庸介 地域福祉センター 主任 飯塚 貴之

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 （木下センタ 一長）</p>	<p>1. 開 会 開会を宣言した。</p> <p>2. 会議の運営方法に関して ①会議の公開・非公開について（原則、公開とする） ②会議録の記録方式について（発言者名は公開とし、要約方式で記録する） ③会議録の確定について（委員長に署名・承認を得て、確定する）</p> <p>3. その他 ①傍聴希望者の確認 傍聴希望者なし。 ②資料の確認 配付資料を確認した。</p> <p>4. 議 題</p>
<p>事務局 （伊藤主査）</p>	<p>1. 第4次所沢市地域福祉計画策定に係る市民意識調査速報値の報告 ～資料1から資料2-5を用いて説明～ 計画策定に先駆けて実施した各種市民意識調査の現況を報告した。</p> <p>【市民アンケート】 ・市内在住の14歳から18歳までの男女（1,000人）を対象にしたアンケート ・市内在住の19歳以上の男女（2,500人）を対象にしたアンケート</p> <p>【団体アンケート】 ・市内で活動しているボランティア団体等、市内に事業所がある社会福祉法人等（174団体）を対象にしたアンケート</p> <p>【団体ヒアリング】 ・上記団体アンケートの回答があった団体のうち、参加に賛同いただいた団体（20団体）を対象にしたヒアリング</p> <p>【地域ヒアリング】 ・各地域包括支援センター（14地域）が実施している地域ケア会議の場を借用し、会議参加者（民生委員、自治会・町内会、福祉関係者、医療関係者、福祉活動団体等）によるグループワーク形式でのヒアリング</p> <p>【学校ヒアリング】 ・市内中学校（5校）に在籍している生徒（3～5名程度）を対象にしたヒアリング（概要）</p> <p>市民アンケートについては第1回委員会にて14歳から18歳までを500人、19歳以上を3,000人として実施予定と報告したが、委託業者から14歳から18歳までの500人では必要なサンプル数の確保に至らない可能性を指摘されたため1,000人として、19歳以上を2,500人とした。結果は、14歳から18歳までの回収数336件（回収率33.6%/前</p>

	<p>回の回収率 35.1%)、19 歳以上の回収数 946 件 (回収率 37.8%/前回の回収率 41.1%) で、いずれも第 3 次地域福祉計画策定時に実施したアンケートの回収率を下回った。今回のアンケートでは回答方法として郵送だけではなく Web も追加したことから回収率アップを期待していたが、想定した結果は得られなかった。しかしながら、必要なサンプル数には達しているとの評価は委託業者からいただいている。</p> <p>団体アンケートについては当初 100 団体程度を対象にしていたが、協働事務局である所沢市社会福祉協議会 (以下、社協) から、より幅広く意見を募った方がよいのではとの提案を受け、174 団体を対象に実施した。結果は、回収数 108 件 (回収率 61.4%)。このうち、ヒアリングへの参加に賛同いただいた団体を NPO 法人ほか、地域、高齢者、子ども、障害の区分に割り振り、10 月 24 日 (金) と 10 月 29 日 (水) の 2 日間で団体ヒアリングを実施した。</p> <p>地域ヒアリングについては現時点で 14 地区中 8 地区が実施済。結果概要 (資料 2-5) から、いずれの地域でも「世帯全体が複数の課題を同時に抱えるケースが増えている。」「従来の制度・分野別支援では対応が難しい状況」といった報告が挙がった。その上で、共通して「早期発見と早期対応の仕組みづくり」「世帯単位での包括的支援」「地域・行政・学校・福祉の連携強化」が必要であるとの方向性が確認された。</p> <p>学校ヒアリングについては現時点で協力中学校 5 校中 3 校が実施済。ご近所との交流やボランティア経験の有無、地域で自身ができること、地域にあってほしい場所などを聞き取った。</p>
飯村委員長	<p>団体ヒアリングでは委員の所属団体からもご協力いただいたとのことで、行武委員から何かご意見はあるか。</p>
行武委員	<p>団体によって誰をターゲットにして、どのような場所で活動しているかが異なるので全ての意見を吸い上げるのは難しいと思うが、所属団体の NPO 法人埼玉成年後見支援センターでは狭山市との連携が強く、行政からの市長申立の案件や介護施設の方からの案件など様々ところから話をいただいている。所沢市でも団体や包括とより連携しながら必要な方に必要な支援が届くような形で活動できればと思う。</p> <p>資料 2-2、14~18 歳アンケートと資料 2-3、19 歳以上アンケートともに「あなたのお住まいの地区を教えてください」との設問において、所沢地区に偏っているのが気になった。私も今でこそ居住地区がどこかは分かるが、幼少時を振り返ると最寄り駅や中学校区辺りしか分からなかった。例えば、小手指町在住なら小手指地区だと分かるだろうが、北野在住だとお住まいの地区と言われても分からずに、見慣れない地名が並んでいる中で所沢を選んでおけば間違いないと考え選択している方もいるのではないかと。町名から該当地区が分かるような形であればより選択しやすかったと思う。</p>
飯村委員長	<p>地区の認識は地域によってかなり異なり、東京、神奈川、埼玉などの新興住宅地では地区の概念自体があまりないケースもあると思われる。所沢地区が突出している点について、サンプル数から妥当なものなのか。それとも、ご指摘のような不明部分も含まれるのか。</p>

事務局 (新井主査)	<p>市民アンケートでは11行政区に区分された地図を示した上で選択いただく形をとったほか、選択肢には「わからない」の項目を設け、町名を記載いただけるようにした。また、各地区にバランスよくアンケートが送付されるよう人数割りも行っているため、所沢地区在住の方がより回答に積極的だったのではないかと受け止めている。</p>
中川委員	<p>所属しているNPO法人市民後見いきいきNet所沢では、所沢市・狭山市・入間市を対象に活動しているが、例えば、入間市には後見を行っている団体がない一方で、市民後見人養成講座は毎年実施しており、包括やケアマネとのつながりに取り組んでいる。狭山市には我々のようなNPO団体はあるが活動量が少ない一方で、障害者の親の会の結束力が強く毎月定例会を行っている。比較すると、所沢市は市民後見人養成講座を近年実施しておらず、親の会のような活動があまり活発ではない一方で、社会福祉法人による知的障害者施設が充実しているほか、団体同士の連携が少しずつ増えてきているなど市によって様々な特徴がある。ただし、その特徴が具体化するには、もっと時間が必要と考えている。</p>
飯村委員長	<p>団体アンケートでは活動する場の確保が難しいという意見が共通してあったようだが、社協からは何か提供できる情報などはあるか。</p>
黛委員	<p>所沢社協では子ども・障害・高齢者関係など様々な事業を行っており、活動団体が活躍できるネットワークづくりも行っているため個々の情報はある。全体的な取り組みとしての成立には至っていない印象だが、充実させる機会はたくさんあると考えている。</p>
飯村委員長	<p>社協の様々な事業については国からの期待も高いところだが、事業だけではなく市民活動をどのように支えていくかという点で最も基本になる団体でもあるため、市民と共に先駆的な活動を生み出して行っていただきたい。</p>
事務局 (伊藤主査)	<p><u>2. 次期所沢市成年後見制度利用促進基本計画の構成について</u> ~資料1を用いて説明~ (概要) 次期の『所沢市成年後見制度利用促進基本計画』（以下、次期計画）の構成を検討するにあたり、現行計画の現状を確認するため3つの施策目標における主な取り組みと現行計画策定時の課題、それに対する進捗状況を振り返っていく。 はじめに、施策目標1「成年後見制度の周知・啓発」の主な取り組みは、(1)わかりやすい講演会・講座の開催(2)講演会や相談会の実施に対する支援(3)広報活動の推進(4)早期の支援につなげるための相談先のPRとなっており、この取り組みを測る指標として、「成年後見制度出前講座の受講者数」「成年後見制度出前講座の実施回数」「成年後見に関わる相談件数」を設定している。そのうち、出前講座の受講者数と成年後見の相談件数は目標値を上回っている。また、現行計画策定時の課題に「市民アンケートでは、約8割の方が制度の内容を知らない」と回答」という点を取り上げていたが、今回のアンケート結果では、「制度を知っている」が39.2%（前回16.8%）、</p>

	<p>「制度は知っているが、内容は知らない」が37.9%（前回53.0%）、「制度も内容も知らない」が22.5%（前回27.1%）となったことから、周知の効果は表れていると考えている。</p> <p>次に、施策目標2「利用しやすい環境整備と担い手の支援」の主な取り組みは、（1）親族後見人の支援（2）市民後見人候補者の育成・活用（3）日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」との連携（4）法人後見人の支援（5）成年後見制度の利用支援となっており、この取り組みを測る指標として、「親族後見の利用者数」「市民後見人の選任」「あんしんサポートねっとの利用者数」「市長申立実施件数」を設定している。いずれも目標値には達していない。また、現行計画策定時の課題に「受任者調整機能の整備」という点を取り上げていた。主な取り組みは指標上の目標値には至っていないものの、例えば（1）親族後見人の支援では、親族後見を担っている方や制度の検討をしている方などを対象にした情報交換会（親族後見人のつどい）を毎年実施しているほか、こどもと福祉の未来館1階の成年後見センターにて常時相談を受け付ける体制を整えている。また、（2）市民後見人の選任では、昨年度に埼玉県主催の市民後見人養成講座に参加し、新たに14名の養成講座修了者を確保するなど一定の取り組みは行っている。一方で、受任者調整機能については未整備ではあるが、制度の利用促進において整備が必要であるかどうかという点から検討していく。</p> <p>最後に、施策目標3「地域連携ネットワークの整備」の主な取り組みは、（1）支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり（2）後見人支援機能の強化（3）関係団体との連携となっており、この取り組みを測る指標として、「中核機関の設置」「専門職による無料相談における成年後見人等の相談回数を設定している。中核機関は設置済だがその後は進捗しておらず、無料相談の回数も月の開催日数に上限があるため大幅な増加は見込んでいない。現行計画策定時の課題には、国の基本計画で中核機関に求められている「広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の段階的な整備」という点を取り上げていた。これまでは広報機能と相談機能を優先的に取り組んできており、一定の成果は現れてきている。一方で、成年後見制度利用促進機能と後見人支援機能における主な未整備の項目として「受任者調整機能」と「地域連携ネットワークを構成する協議会」の二点がある。</p> <p>以上申し上げたのは、あくまでも現行計画策定時の取り組みや課題に対しての現状の確認である。未整備の項目について整備が必要であるのか、あるいはほかに優先して取り組むべき課題があるのか、委員各位のご意見を賜りたい。</p> <p>飯村委員長 今後に向けて次期計画をどのように検討していくかという一番重要な部分であるため、忌憚のないご意見あるいはご提案をいただきたい。</p> <p>中川委員 受任者調整を検討する上で問題になってくるのは利益相反である。例えば、認知症の親と知的障害の子の世帯があった場合、同時に成年後見制度を開始するにあたり金銭のやり取りがあると一個人、一団体に両者を受任することができない。その際に各々に適した後見人候補の受任者調整を考えていただきたい。</p>
--	---

飯村委員長	受任者調整の一つの典型事例について要望も含めてのご意見かと思うが、事務局から現時点での考えがあれば説明願いたい。
事務局 (伊藤主査)	受任者調整を具体的にどのように取り組んでいるのか、同じ川越地区管内である川越市・富士見市・鶴ヶ島市に話を伺ったが、内訳は三者三様であった。川越市では法人後見のみを対象に、ごみ屋敷など土業では手に負えない案件を法人後見で行うための調整会議を行っている。なお、社協以外に後見業務を受任している法人がないため、社協が受任することを前提にしている。富士見市では市長申立や中核機関（社協）に寄せられた案件に調整が必要な場合のみ調整会議を開催している。なお、社協以外に後見業務を受任している法人は3つあるが、受任者調整の要望が来たことはないとのこと。鶴ヶ島市ではほかの2市のように土業や福祉関係者が会議構成員には入っておらず、市の高齢者担当課、障害者担当課及び社協のみで市長申立案件の情報共有のため開催しているとのことである。以上のように、受任者調整の捉え方や取り組みが様々な中、所沢市ではどのようなニーズがあるのかを踏まえた上で実施するのか否かを十分に検討していかなければならないと考えている。
近藤委員	国も段階的な整備と言っているので、受信者調整も例えば、市長申立の調整から始めてみて徐々に対象を拡大していく考え方もあるのではないかと思う。
行武委員	案件があった際に受任するかどうかを判断する立場であるため、あまり考えたことがなかったが、ニーズとして「この後見人ではない方がよかった」といった声が多いことから必要とされているということなのか。
事務局 (伊藤主査)	家裁からの要望という面が強い。後見人を家裁で選任するのが大変なため各自治体でマッチングした状態の後見人候補者を出してほしいということである。しかしながら、所沢市でどれだけのニーズがあるかという点で、こどもと福祉の未来館1階の成年後見センターからは問合せが入ることはあるが特別要望が多いといった話は聞いていない。
飯村委員長	この点については、委員各位のご意見と共に作り上げるのが一番よい。国の方針を全く勘案しないわけではないが、やはり所沢市にとって最善の取り組みを考えなければ屋上屋になってしまう。現場の意見として、坪井委員いかがか。
坪井委員	まず、所沢市では市長申立の際に後見人候補者の選任をどのように行っているのか伺いたい。受任者調整は司法からの要請という側面もあるが、申立の際に候補者欄が空欄であれば家裁は本人の生活環境や背景を勘案して土業に依頼するわけで、本人の実態を把握しているケアマネや民生委員といった関係者を参集し調整する場が設けられれば、より本人の権利擁護が大事にされると考えている。
溝井委員	高齢者支援課では、例えば、財産上の課題や福祉施設に入る必要があるといった、本人の置かれている状況に応じて三士会の中から選任させていただいている。基本的には

	<p>家裁が認定する仕組みだが、予め後見人候補者を選任しておくことによって、通常は二カ月以上かかる認定期間が一カ月程度に短縮されると認識している。</p>
飯村委員長	<p>所沢市では市長申立において、担当部署で本人ニーズを把握した上で三士会に依頼をかけ、後見人候補者として家裁に申し立てることで認定までの期間を合理的に短縮しているという理解でよいか。</p>
溝井委員	<p>そのとおり。</p>
飯村委員長	<p>今の話は市長申立事案に限ってのこのため、それ以外の法人後見案件などは区切るのかどうかを協議していく必要もあるかもしれない。</p>
黛委員	<p>本委員会の初期から参加している立場から次期計画策定にあたり思うところを申し上げたい。当時、成年後見制度のニーズへの認識が行政職の委員と士業の委員で乖離していたところから始まり、徐々によい流れができた中で現行計画も策定された。社協の方では例えば、あんしんサポートねっとが地域福祉権利擁護事業に位置づけられていることから地域福祉の中に権利擁護は軸として置かれるべきで、次期計画においても成年後見制度にしっかりと取り組む示し方が重要と考えている。</p>
飯村委員長	<p>貴重なご意見である。このように委員相互で確認やディスカッションを積み上げながら次期計画を検討できればと思う。ほかにはいかがか。</p>
田中委員	<p>受任者調整の点では、包括でも本人の生活状況に応じていくつかの団体を案内することがあり、また、高齢者支援課から委託を受けているので溝井委員の話はある程度把握しているが、相談支援事業所や市の障害福祉課、こころの健康支援室の状況を各委員から伺いたい。</p>
飯村委員長	<p>成年後見制度が必要と思われる案件での受任者調整や情報提供といった点での状況ということかと思う。まず、高橋委員いかがか。</p>
高橋委員	<p>相談支援事業所こみゅーとでは知的障害者の支援に入ることが多く、大抵は親兄弟といった親族と繋がっているが、その支援が難しくなってきた段階で成年後見制度の話が出てくる。親族自身に支援が必要になった場合に例えば、保険申請をしてくれる人が見当たらなくなってしまったケース、本人と親族間で中川委員の話にあったような利益相反が生まれてしまうケース、虐待ケースなどについて市長申立の相談をしたこともあるが稀ではある。一方で、知的障害のある本人を支援する親族自身に支援が必要になり、一気に二人分の権利擁護を考えなければならない困難さが顕在化してきていると感じている。</p>
飯村委員長	<p>親亡き後の問題に対して成年後見制度はいまだに縦割りであるため、このあたりも課題になるかもしれない。次に、吉里委員いかがか。</p>

吉里委員	高橋委員からも話があったとおり、知的障害の方では市長申立の案件がほぼないのが現状である。
飯村委員長	権利擁護イコール成年後見制度ではなく、また、誰もが利用できるわけではない現実もある中、制度に繋がなくてもほかの安心材料を検討することは考えなければならないので、引き続きディスカッションしていきたい。次に、小野寺委員いかがか。
小野寺委員	精神障害の方でも先程の溝井委員の話にあったとおり、本人の生活や資産状況に応じて土業に依頼することになる。ただし、精神障害の特徴として全く判断能力がない病状の時期もあれば、治療が進んである程度の自己判断ができるようになる案件もあるため、生活支援を考えていく上で一概に制度利用とはなりづらい性質があり、利用件数が少なくなってしまう傾向がある。一方で、議題1の市民意識調査にあった家族にひきこもりを抱える8050やさらに上の9060世帯になってくると後見制度も視野に入れた支援をしていかなければならないことも念頭に置いて、現場職員一同が業務に当たっている。
近藤委員	<p>受任者調整から話題が外れるが、事務局資料の中でいくつか申し上げたい。まず、資料15ページに市民後見人フォローアップ研修が挙げられているが、先週、市民後見人も含めた候補者の方々への倫理研修を担当させていただいた。どなたも熱心に耳を傾けており、これから頑張っていくという意気込みが感じられ、県主催の市民後見人養成講座に参加した取り組みが上手くいっていると思った。</p> <p>次に、その下段に法人後見の担い手の育成・活動支援とあり、実施状況は×となっているが、社協（成年後見センター）の方で法人後見実施団体を対象にした情報交換会を毎年開催してもらっているので、団体間の横の繋がりがづくりは上手くいっているのではないかと。〇とはできないかもしれないが、何かしら記載した方がよいのではと思った。</p> <p>次に、資料14ページの「専門職による無料相談における成年後見人等の相談回数」の法律相談を担当させていただいているが、申立を検討している方からの相談が多く、すでに後見業務を行っている方、特に親族後見人からの相談が少ないと感じている。今後、後見人の方々にも気軽に利用いただける相談制度であることを広報できればと思う。</p> <p>最後は事務局への質問だが、資料13ページの施策目標2「利用しやすい環境整備と担い手の支援」において、取り組み指標は目標に至っていないものの一定の整備はできているとの説明だったが、取り組み指標の親族後見の利用者数や「あんしんサポートねっと」の利用者数が目標値に届くのか大変心配である。今後の展望があれば伺いたい。</p>
事務局 (伊藤主査)	親族後見の利用者数は、近年ほぼ横ばいの状況である。成年後見制度講座のアンケート結果を見ると、講座の参加理由の大多数が「親のため」「障害のある子のため」となっていることから潜在的なニーズは間違いなくあるが、一方で制度の複雑さや後見人業務の大変さも同時に感じているのだと思われる。以前にも本委員会の中で親族後見を後押しする取り組みを考えなければならないのではないかとのご意見をいただいたが、現

<p>飯村委員長</p>	<p>状は講座や「親族後見人のつどい」の開催に留まっているため、他市の取り組みなど情報収集を行いたい。今後、委員各位からもご提案があればお聞かせ願いたい。</p> <p>親族後見人は困っていても家裁以外のどこに相談に行ったらよいのかわかりにくいという現状があり、東京都内では数年間かけて親族後見人の集いの場を組織化してきた。また、例えば、視覚障害者の方が認知症の親の後見人を受任したいという案件をとおし、家裁が視覚障害者を想定した整備を行った事例もある。様々なケースを相互に蓄積していければよりよい仕組みになっていく。</p>
<p>事務局 (伊藤主査)</p>	<p>今後のスケジュール等について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回開催は、令和8年1月を予定 <p>6・閉 会</p> <p>閉会を宣言した。</p>